

## 平戸市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月26日(金) 午前9時30分から午前10時22分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(25人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳
8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦	11番 松山 矢市
12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男
16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	19番 林 憲治	21番 阿部 榮
22番 石田 勝巳	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄	26番 大浦 正巳
27番 松本 一郎	28番 福田 延之	30番 西川 靖子	

4. 欠席委員(7人)

1番 吉福 弘実	7番 筒井 幸吉	18番 末吉 清彦	20番 藤沢 和正
23番 瀧本 寿光	29番 藤永 和之	32番 宮田 克幸	

5. 欠 員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第 4号 農地法第3条に係る合意解約について

議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 9 号 非農地通知申出について

議案第 10 号 第 1 回農用地利用集積計画(案)について

## 第 6 閉 会

### 7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事監兼班長 西 寿代 係長 前川 優博 主査 近藤 裕司  
主査 山本 寿子

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

### 10. 会議の概要

#### ○事務局長

定刻となりましたので、ただ今から平成 29 年度 5 月期第 2 回総会を開会いたします。  
はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

#### ○会 長

皆さんおはようございます。本日は、5 月期の第 2 回総会にご出席をいただきましてありがとうございます。植え付けの準備等農作業で大変お疲れのことと思います。  
農作業につきましては、一雨ほしいなという声があちこちから聞こえておりますが、ため池等を持っておられる方につきましては、何ら支障ないという話も聞きますし、どちらにしても一雨ほしいと思っているところでございます。

その中で、先ほど局長が申しましたように 16 日、17 日の両日、佐世保市におきまして行われた長崎県農業会議主催の農業委員会会長・局長会議に出席しました。

そこで、新農業委員会制度関係やもろもろのお話があったわけでございます。先ほど局長が申しましたように、後で、皆さん方にお伝えしようというふうに考えているところでございます。本年は、私ども最後の年でありますし、是非、目標に向かって皆さん方のご協力をお願いしたいと考えているところでございます。

今月の 29 日と 30 日に全国の農業委員会会長大会があり、これは毎年行われておりますが、今回は私が所要のため出席がかないませんので、副会長をお願いしているところでございます。副会長につきましては、2 回連続で出席をしていただくわけでございます。

たいへんご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひ申し上げます。

今月も 6 議案をご審議いただくわけでございます。どうかひとつ最後まで皆さん方のご協力と慎重なるご審議をいただくことをお願ひ申し上げまして開会の挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、7番委員、18番委員、20番委員、23番委員、29番委員、32番委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

よって出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は丸田会長にお願いいたします。

○議長

それでは、これよりさっそく議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、22番委員、24番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事監を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

次に日程第4、5月期の会務報告と、6月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに5月期の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(5月会務報告を報告)

次に6月の行事予定を申し上げます。

(6月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年度6月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を6月27日火曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を6月27日火曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第4号 農地法第3条に係る合意解約について 》

○議長

それでは、議事に入ります。報告第4号「農地法第3条に係る合意解約について」を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、28番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

報告第4号「農地法第3条に係る合意解約について」を説明いたします。議案書2ページをご覧ください。賃貸借であり、平成29年2月総会で中間管理機構を利用することとなったものであります。

(報告第4号1番を朗読、1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結します。報告第4号「農地法第3条に係る合意解約について」は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、報告第4号「農地法第3条に係る合意解約について」は、報告のとおり承認することといたします。

それでは、28番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに整理番号1番を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。番号1 経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行います。

9筆、4,073㎡となります。

(議案第6号1番を朗読 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようです。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理

番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、同議案の整理番号2番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会則第19条による、議事参与の制限規定により、30番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号2を説明いたします。経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行います。

20筆、18,785.34㎡となります。譲受人の耕作面積は21,011㎡となり下限面積をクリアーしています。

(議案第6号2番を朗読 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号2番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号2番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、30番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。なお、この案件につきましては2件とも県追認許可済みの案件でございますので関係委員の補足説明は省略します。

○事務局

議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。昭和56年から事務所として使用しており県の追認許可となります。続きまして番号2番、住宅用地として昭和39年頃から使っており県の追認許可済みになります。

(議案第4号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

(議案第4号2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。番号1は住宅建設のための申請です。番号2は住宅建設のための申請です。番号3は太陽光発電施設建設のための申請です。番号4は住宅建設のための申請です。

(議案第8号1～4番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 4件)

○議長

ただ今、事務局より議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いいたします。

○委員

5月15日午後2時30分より南部地区委員、事務局、本人立会いの下に確認をいたしました。今ある家を解体し新築するわけですが、新築する際に浄化槽、駐車場を新たに設置するスペースが必要となり、そこが現在野菜畑になっておりまして、その確認をしたわけでございます。転用は、問題ないと思います。

また、排水についても浄化槽を使用し側溝に流すということで、問題ないということで確認をしてきました。よろしく申し上げます。

○議長

2番をお願いいたします。

○委員

5月16日午前9時より事務局と地元委員、それから譲受人とで立会いをしました。現地はスライドを見てのとおり、周囲が住宅でございますので、農地としての日照権は問題ないと思います。排水は浄化槽を設置して排水をするということでございますので問題ないと考えます。よろしくご協議をお願いいたします。

○議長

3番をお願いいたします。

○委員

番号3番について補足説明いたします。5月15日午前9時30分から、農業委員3名と事務局から2名、司法書士と申請人が立会いをしました。先程、事務局が申しましたように農地の端でもあり、地権者から高齢のため作付けできないと相談があつて、申請をすることになったとのこと。近くに農地もたくさんありますが、農地の端っこでもあり、そこも全部放棄地のようになっているところがございますので、差し支えないと確認しております。よろしくお願ひします。

○議 長

4番をお願ひします。

○委 員

整理番号4番について補足いたします。16日に事務局と地元委員で現地調査をいたしたところがございます。

事務局説明のとおり、周囲が全て宅地化いたしております。何ら支障はないと判断をしてきたところで、止むを得ないと判断をいたしたところ。以上です。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

事務局並びに担当委員さんからの説明について何かございませぬか。発言のある方は挙手をお願ひいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第9号 非農地通知申出について 》

○議 長

議案第9号「非農地通知申出について」を議第といたします。事務局より、議案の説明を求めます。

○事務局

議案第9号 非農地通知申出についてです。6ページをご覧ください。山林・原野化しておりました。

(整理番号1～6を朗読：6件。 パワーポイントで説明)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

5月15日、事務局と現地委員6名で現地確認を行いました。ご覧のとおり、ここは30年以上手が入れられていないということで、どう見ても山林・原野化しておりました。

○議 長

2番をお願いします。

○委 員

2番の案件ですが、16日に現地調査が入っていたわけですが、この場所につきましては、以前に農振除外で住宅建築の案件であがっておりましたので、今回は現地には入らなくてもいいだろうということでした。

スライドのとおり、雑木が相当生えておりまして、農地に戻すのは難しいのではないかとということで、前回も、せっかくならこちら是非農地にしたらという話をしていたんですが、今回、そういうことで非農地の案件として出てまいりました。よろしくをお願いします。

○議 長

3番をお願いします。

○委 員

16日、北部の委員5名及び事務局より2名、申請人により確認をいたしました。

2時20分の船で度島に渡りまして、現地は飯盛漁港の東2～300mほど進んだところ  
ありまして、だいたいそこは昔、崎瀬キャンプ場で我々も若い頃キャンプに行ったことが  
あります。当時は、すいか、麦等の耕作がありました。本人さんいわく、まったく農業に  
興味がないのかも知れませんが、結構年もとっているんですが、耕作した覚えがないと。

スライドを見てもわかるようにその部分が森林化しておりました。相当の年月がかかっ  
ておるなという見方をいたしておるわけでございます。これに重機なり入れてもとに戻して  
もおそらく、経費分を一生かかっても取り戻せないんじゃないかというような感じで見て参  
りました。皆様方、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議 長

4番をお願いします。

○委 員

5月15日、事務局と地元委員と現地を見せていただきました。スライドでわかるように、  
全体的に竹林となっております。この畑は耕作できないような状況と判断して参りました。  
以上でございます。

○議 長

5番をお願いします。

○委 員

番号5番ですけども、スライドを見てわかるとおり、ご本人も佐世保に行って地元におら  
ず、木は大きい木になっており、止むを得ないと判断したところでございます。  
よろしくお願ひいたします。

○議 長

6番をお願いします。

○委 員

16日に現場を見て参りました。本人の家が右の家、左はおばあちゃん一家が住んでいる。  
間が30年くらい前は栗を植えてあったと思いますが、今は林野化している状態になってい  
ます。別に、道に何もございません。聞くところによると息子さんの家を建てようかなとい  
うような考えはあるそうですが、まだはっきりとは聞いておりません。手をいれることがで  
きないので山にしておかないとしょうがないということですが、一部、栗の木があると思ひ

ます。以上です。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第9号「非農地通知申出について」は、原案のとおり非農地化として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないということですので、議案第9号「非農地通知申出について」は、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《 議案第10号 「第2回農用地利用集積計画(案)について」 》

○議 長

議案第10号「第2回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。  
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第10号「第2回農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。議案書8ページをお開きください。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。再設定3件14筆13,767㎡となります。

(整理番号1から3番を朗読:3件)

続きまして議案書9ページをお開きください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。新規1件3筆6,496㎡、再設定1件1筆1,112㎡、合計2件4筆7,608㎡となります。

(整理番号1から2番を朗読:2件)

続きまして議案書10ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上に

なります。新規設定1件7筆3, 524、再設定2件3筆4, 018㎡、合計3件10筆7, 542㎡となります。

(整理番号1から3番を朗読: 3件)

続きまして議案書11ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用賃借)になります。再設定1件1筆2, 553㎡となります。以上よろしく願いいたします。

(整理番号1番を朗読: 1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第10号「第2回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないということですので、議案第10号「第2回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お謀りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年度第2回総会を閉会いたします。

— 午前10時22分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 「大地のめぐみ」平成29年6月 第16号
- ・資料3 平成29年度における重点4活動について「新・ながさき農業バックアップ大作戦」
- ・資料4 違反転用発覚時の取扱いについて

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事監兼班長 西 寿代

議事録署名

平成 29 年 6 月 26 日

会 長 丸 田 保

22 番委員 石 田 勝 巳

24 番委員 川 村 政 幸